

豊田市農業委員会議事録

令和3年3月25日、豊田市農業委員会長 横桑 鈞は、令和3年3月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎6階、東65会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第18号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第21号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第23号 土地区画整理法第136条第1項の規定による意見について
- 議案第24号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (12名)

1番 鈴木喜一郎	2番 築山 正樹	3番 西山弥太郎
4番 石川 幸子	_____	_____
7番 杉浦 俊雄	_____	9番 梅村 逸次
_____	11番 梅村 貢司	_____
13番 加知 満	14番 伊藤喜代司	15番 伊藤 政和
_____	17番 林 如実	_____
19番 横条 鈞		

< 欠席委員 > (7名)

5番 為井 裕	6番 近藤 和人	8番 土方 和子
10番 水野 省治	12番 中島 匡代	16番 浅見富士男
18番 杉田 雅子		

< 事務局説明員 >

事務局長 小木曾哲也	副主幹 尾形 洋	担当長 鈴木 祥宏
主査 加藤 泰平	主査 鈴木 彩	主査 神谷 一平
主事 生田 卓哉		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、5番、為井裕委員、6番、近藤和人委員、8番、土方和子委員、10番、水野省治委員、12番、中島匡代委員、16番、浅見富士男委員、18番、杉田雅子委員、以上7名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

14番、伊藤喜代司委員、17番、林如実委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第15号から第24号までの審議案件10件とその他報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

なお、今日は案件が多いようですので、迅速な進行に努めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

令和3年議案第15号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第15号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

18番、扶桑町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の柘植委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

19番、畝部西町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

20番、竹元町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

2 1 番、竹元町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

2 2 番、上川口町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山中委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

2 3 番、小原大倉町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

2 4 番、坂上町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 1 5 号で上程されました 7 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 1 5 号は承認決定されました。

令和 3 年議案第 1 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

9番、御幸町の件、自己用住宅です。農地区分は、お手元の白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、第3種農地④、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地④と読ませていただきます。

許可基準は、裏面、許可基準表を御覧ください。第3種農地につき許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第3種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、10番、永覚町の件、自己用住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、第3種農地②、永覚駅からおおむね300メートル以内です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第16号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第16号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明をお願いします。

事務局： 令和3年議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

44番、河合町の件、診療所・駐車場です。農地区分は第3種農地です。

許可基準は、第3種農地①、水管、下水道管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設、または公益的施設がある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地①と読ませさせていただきます。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、45番、司町の件、住宅敷地増し（離れ）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、新上挙母駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第2種農地の許可基準と読ませさせていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、46番、土橋町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地②、土橋駅からおおむね300メートル以内です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、47番、栄生町の件、店舗です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、48番、野見町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。なお、以降同基準については、第1種農地①と読ませさせていただきます。

許可基準は、第1種農地③(e)、住宅、その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものです。なお、以降同基準については、第1種農地③(e)と読ませさせていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、49番、野見町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③、市街地に隣接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満です。なお、以降同基準については、第2種農地③と読ませさせていただきます。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、50番、矢並町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、51番、矢並町の件、認知症高齢者グループホームです。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

築山委員： 48番、49番、50番、51番、特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、52番、渡刈町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、53番、鴛鴨町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、永覚駅からおおむね1キロ以内、かつ同施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の宅地等非農地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、54番、鴛鴨町の件、駐車場です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地①です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、55番、渡刈町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は、第1種農地③（e）です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 申請番号52、53、54、55、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、56番、竜神町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見をいただいておりますので、御報告いたします。

続きまして、57番、若林東町の件、住宅敷地（駐車場）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、58番、若林東町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 57、58ともに異議はありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、59番、駒場町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地で

す。判断基準は第1種農地①です。

許可基準は、第1種農地③（e）に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして担当の土方委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、60番、越戸町の件、倉庫です。農地区分は第3種農地です。

判断基準は第3種農地②、越戸駅からおおむね300メートル以内です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、61番、乙部町の件、粘土採取（一時転用）です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地です。

許可基準は、農用地区域内農地③、農業振興地域整備計画の策定に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用です。なお、以降同基準については、農用地区域内農地③と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、62番、西広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請ナンバー60、61、62、特に問題はございませんので、許可相当と思います。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、63番、石野町の件、自己用住宅・事務所です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、64番、東広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、65番、東広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、66番、勘八町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、67番、勘八町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、68番、勘八町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、69番、勘八町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、70番、勘八町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、71番、寺下町の件、残土処分場（一時転用）です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地です。

許可基準は、農用地区域内農地③です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、72番、野口町の件、残土処分場（一時転用）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、73番、野口町の件、残土処分場（一時転用）です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地です。

許可基準は、農用地区域内農地③に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、74番、西中山町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、75番、石飛町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。

判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村（貢）委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、76番、石畳町の件、太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして担当の中島委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、77番、北篠平町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、78番、伊保町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、貝津駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、79番、伊保町の件、駐車場です。農地区分は第3種農地です。

判断基準は第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

横条委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第17号で上程されました36件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第17号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第18号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第18号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

4番、東広瀬町の件、変更内容は事業者変更（事業承継）です。

本件、令和2年5月14日付5条許可を得ましたが、当初、譲受人の自己用住宅の建築が困難となり、新たな譲受人に事業者変更したく、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、5番、勘八町の件、変更内容は事業内容変更です。

本件、令和2年9月23日付5条一時転用許可を得ましたが、砂防法により、工事期間中、申請地内に沈砂池を設けることが必要となり、当初許可申請から土地利用計画の変更をすべく、今般、利用計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件2件につきまして担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等がないようですので、採決をいたします。

議案第18号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第18号は適当である旨、承認されました。

令和3年議案第19号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第19号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

2番、三軒町の件、主たる従事者の死亡のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の神谷委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

3番、豊栄町の件、主たる従事者の死亡のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の深津委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

4番、大林町の件、主たる従事者の死亡のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の勝田委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

5番、花園町の件、主たる従事者の死亡のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山内委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第19号において上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第19号は承認決定されました。

令和3年議案第20号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第20号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

2番、西新町の件です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

担当推進委員の光岡委員から、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

3番、中田町の件です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

担当推進委員の小山委員から、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第20号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第20号は承認決定されました。

令和3年議案第21号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政課の説明を求めます。

事務局： 令和3年議案第21号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域整備に関する法律施行規則第3条の2により、農業委員会の意見を求めます。

18ページを御覧ください。

1番、渡刈町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、2番、和会町の件、駐車場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、3番、和会町の件、流通業務施設です。

申出地はスクリーンのとおりです。

続きまして、4番、広美町の件、店舗です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の為井委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、5番、住吉町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、こちらにつきましても担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、6番、前林町の件、農家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、8番、四郷町の件、駐車場です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、9番、御船町ほか61件、防火水槽です。消防本部警防救急課と市内の防火水槽について確認したところ、農振農用地内に62基ありましたので、その部分について農用地から除外する申出がありました。

申出地のスクリーン表示はありません。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、10番、勘八町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の水野委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、12番、深見町の件、分家住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

梅村（貢）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、13番、東大島町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、14番、小畑町の件、自己用住宅です。

申出地はスクリーンのとおりです。

お願いします。

林委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続いて、21ページを御覧ください。

15番、大野瀬町の件、農振農用地編入案件です。県営農地環境整備事業による農地の面整備に伴う農振農用地への編入です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましては、担当の杉田委員は欠席でございますが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続いて、22ページを御覧ください。

用途区分変更案件、16番、竹元町の件、農作物栽培高度化施設です。

申出地はスクリーンのとおりです。

なお、本件につきましても担当の近藤委員は御欠席であります。事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続いて、23ページを御覧ください。

17番、平戸橋町の件から32番、和会町の件までは、開発許可不要案件というものになります。携帯電話の基地局や道路法による道路用地等は、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第6号の開発許可不要案件に該当し、農用地区域でも整備することが可能です。しかし、整備中、または整備後に農振除外の手続が必要になります。許可不要のため、一件一件皆さんに協議していただく内容ではありませんが、農振整備計画の変更内容の一部になりますので、必要な法手続として今年度分をまとめて農業委員会に報告させていただきます。

以上です。

会長： 農政課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第21号で上程されました30件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 2 1 号は承認決定されました。

令和 3 年議案第 2 2 号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 3 年議案第 2 2 号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回、御審議いただくのは、利用権設定のうち令和 3 年 4 月 1 日から貸借期間が始まるものです。

資料は 2 種類あります。

別紙、議案第 2 2 号資料①は、利用権総括表になります。もう一枚、議案第 2 2 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示すものになります。

本来は一筆一筆について御審議いただくところですが、数が多いため、別紙議案第 2 2 号資料①の総括表で説明させていただきます。

資料①の 3、統括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始めは、いずれも令和 3 年 4 月 1 日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

貸出しの種別は 4 種類あり、所有者が耕作者に直接貸す相貸と、そのうち農家ではない方に貸す解除条件付きの貸借がございます。さらに、農地中間管理機構を通じて利用権を設定する転貸があります。

転貸の中でも、出し手と受け手が決まっており、農用地利用集積計画のみで機構への借入れ、転貸が可能な一括方式と、出し手のみが決まっており、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の作成が必要な一括方式でないものがあります。今回は、転貸は一括方式のみの利用権設定になります。総計欄のとおり、1 4 7 筆、1 5 万 5, 7 4 0 平米の利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 2 2 号で上程されました案件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 2 2 号は承認決定されました。

令和 3 年議案第 2 3 号「土地区画整理法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく意見について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 3 年議案第 2 3 号「土地区画整理法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく意見について」。

土地区画整理法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づき、各事業計画について農業委員会の意見を求めます。

土地区画整理法第 1 3 6 条第 1 項に、土地区画整理事業を実施するためには、農業委員会の意見を聞かなければならないとしています。この規定に基づき、(仮称)豊田若林駅周辺土地区画整理事業について意見を求める申出がありました。

こちらの事業概要につきましては、既に御説明及び資料配付をさせていただいたところであります。

別紙配付資料 6 ページを御覧ください。

農業委員会意見(案)につきましては、下記以降記載のとおり、1、事業計画全体については特段の意見なし。ただし、実施主体は当該エリア及び周辺農地の所有者、耕作者に事業計画を十分に周知し、農業経営に支障がないよう調整を図ることの意見をお聞きし、回答予定であります。

説明につきましては、以上です。

会 長： 事務局の説明、終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 2 3 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 2 3 号は承認決定されました。

令和 3 年議案第 2 4 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 3 年議案第 2 4 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」。

農業委員会に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、別紙のとおり変更する。

今回、御審議いただく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し案につきましては、別紙配付資料 7 ページから 1 1 ページのとおりです。

変更内容、目標値等につきましては、2 月の地区農業委員会で御説明させていただいたとおりでございます。なお、その際、各委員からの御意見、御質問等は、特段ありませんでした。

説明につきましては以上です。

会 長： 事務局の説明、終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 2 4 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 2 4 号は承認決定されました。

報告案件について事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案 3 0 ページ及び別紙配付資料 1 2 ページ、1 3 ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案 3 1 ページを御覧ください。

報告、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書受理について。

2 7 番、土橋町の案件から、3 5 ページを御覧ください、4 3 番、竹元町の案件までの 1 7 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、3 6 ページを御覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項ただし書きにおける適用除外の確認について。

1 番、中立町の案件から 3 番、宇連野町の案件までの 3 件。いずれも農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、3 7 ページを御覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

6 番、小川町、共同住宅の案件から 8 番、花園町、分譲住宅の案件までの 3 件について、いずれも市街化区域内用地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、3 8 ページを御覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

27番、広川町、消防格納庫・区民会館の案件から、41ページを御覧ください。40番、広久手町、自己用住宅までの14件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。以上です。

会長： これで本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時42分)

議事録署名者

_____ 印

_____ 印